

事 務 連 絡
平成19年6月27日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

未手続事業主に対する費用徴収（法第31条第1項第1号事案）
のうち、100/100徴収事案に係る報告について

法第31条に係る費用徴収状況については、毎年6月、本省労災管理課決算係あて決定件数や徴収金額について報告いただいているところですが、会計検査院の实地検査において、同条第1項第1号事案に係る100/100徴収事案について把握する必要が生じました。

については、ご多忙中のところ誠に申し訳ございませんが、別紙様式に必要事項を記載の上、平成19年7月5日（木）までに、本省補償課業務係あて報告していただくようお願いします。

労働局

平成18年度分

(業+通)

法第31条 第1項第1号	100/100徴収事例	
	件数	金額(円)
徴収決定済額		
収納済歳入額		

※本省労災管理課決算係へ報告済みの「保険加入者からの費用徴収状況内訳調」に係る件数及び金額のうち、100/100徴収に該当する件数及び金額を記載

※該当なしの場合は、0を記載